



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗
(コード番号 2540 東証・名証 第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 田中 英雄
(TEL. 03-3462-8125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 91 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備えおくこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〱 (条文省略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>喫茶店</u>および売店の経営</p> <p>(8) 〱 (条文省略)</p> <p>(11)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第9条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、公告する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〱 (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>飲食店</u>および売店の経営</p> <p>(8) 〱 (現行どおり)</p> <p>(11) (削除)</p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、公告する。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当会社の<u>発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項および手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第12条 ↳ (条文省略)</p> <p>第44条 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項および手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>第11条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第43条 附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以上